

【諮問第48号】

10川公審第3号
平成10年4月21日

川崎市長 高橋 清 様

川崎市公文書公開審査会
会 長 藤 原 淳一郎

公文書閲覧等請求に対する一部公開処分に関する異議申立てについて（答申）

平成8年5月16日付け8川土交第6号をもって諮問のありました「川崎縦貫道路計画調整協議会に於ける 期ルートに関する委員会、幹事会、事務局会議、ワーキンググループに於ける検討資料、議事録等書類のすべてに係る請求一部公開処分の件」について、次のとおり答申します。

1 審査会の結論

異議申立人の閲覧請求を拒否した公文書はすべて公開すべきである。

2 異議申立ての趣旨及び審査の経緯

- (1) 異議申立人は、川崎市情報公開条例（昭和59年川崎市条例第3号。以下「条例」という。）第6条の規定に基づき、平成7年8月16日付をもって「川崎縦貫道路計画調整協議会に於ける 期ルートに関する委員会、幹事会、事務局会議、ワーキンググループに於ける検討資料、議事録等書類のすべて」について閲覧等の請求をした。
- (2) 実施機関である川崎市長（以下「実施機関」という。）は前記の請求に対し、平成8年3月29日付けで、請求に係る文書のうち、「東名高速道路以西に関する部分」（以下「本件非公開部分」という。）について非公開の処分をし、その余は全部公開の処分を行った。
- (3) 異議申立人は、同年5月5日、条例第14条第1項の規定に基づき、「本件非公開部分」につきなされた非公開処分の取消を求めて異議申立てを行った。（当審査会諮問第48号事件）
- (4) 当審査会は、実施機関から平成8年6月25日付けで非公開処分理由説明書、異議申立人から同年8月7日付け意見書の各提出を受け、さらに、平成9年2月1日に実施機関から事情聴取を行い、同年10月4日異議申立人から口頭により意見を聴き、関係資料の提出を受けた。

3 当審査会の判断

- (1) 実施機関は「本件非公開部分」の非公開理由として、
 - ア 東名高速道路以西の区間は、現在構想路線として位置付けられており、他の幹線道路との関連やルート・構造等の事業計画は今後の検討に委ねられている状況であり現在は著しく未成熟な段階にあるものである。公開した場合、その内容が一人歩きする危険性が極めて高く、無用な混乱を招いて市政に著しい支障が生じる。（条例第7条第1項3号ア）
 - イ 協議会は、国等の関係機関で構成する協議組織であるため、同協議会の関係資料を実施機関が公開することにより混乱が生じた場合は、国等の機関との信頼・協力関係を著しく損なうことになる。（条例第7条第1項3号ウ）と主張する。
- (2) 当審査会は、実施機関から「本件非公開部分」の文書の提出を受けて現認したところ、同文書は、
 - ア 「東名以西についてもその可能性を検討中。」とのみ記された文書1葉
 - イ 川崎縦貫道路の路線検討図のうち、東名以西の検討ルートが示されている部分1葉であり、これを公開した場合、東名以西について2通りのルートについて検討していることが明らかになるが、この2つのルートは川崎縦貫道路第 期計画の延長線として、何人でも容易に予想され得るものであり、また、他の幹線道路との関連や

構造等については全く触れられていないものであるから、公開された場合その内容が一人歩きする危険性が高いとは考えられず、したがって無用な混乱を招いて市政に著しい支障が生じるおそれがあるとは認めがたい。

また、協議会が共有する関係資料を実施機関が公開したとしても、前記の記載内容の情報ならばこれによって混乱が生じるとは認めがたいものであるから、協議会の他の構成組織である国等の機関との信頼を損ない、協力関係に著しく支障を来すとは到底考えられないものである。

したがって、「本件非公開部分」はすべて公開すべきであると判断する。